

丹波市地域おこし協力隊の隊員募集要項

- ◆ この募集要項は、「丹波市地域おこし協力隊設置要綱（平成 28 年丹波市告示 85 号）」に基づきます。

1. 募集人員

丹波市地域おこし協力隊の隊員 1 名

外国人市民が安心して日常生活を営み、地域の一員として支え合う、誰もが暮らしやすいまちを目指して活動する方を募集します。

2. 市の概要

丹波市は、兵庫県の中央東部に位置し、市内西部を南北に日本標準時子午線（東経 135 度線）が通っており、丹波篠山市、朝来市、多可町及び京都府と隣接しています。大阪、京都、神戸の京阪神地域から鉄道や自動車で約 1 時間 30 分から 2 時間でアクセスすることができる立地でありながら、幾重にも連なる山々と懐かしい田園が広がる、日本の原風景が残るまちです。

山々が連なる間に盆地状の地形がつくられているため、年間を通じて昼夜間の寒暖差が大きい気候ですが、秋から冬にかけて発生する丹波地域の山々をつつむ朝霧、夕霧は「丹波霧」と呼ばれ、豊かな自然環境に一層の深みと神秘さを醸しだしています。こうした特有の気候風土により育まれる「丹波栗」「丹波大納言小豆」「丹波黒大豆」は、全国に誇る宝物ともいえる特産品となり今では、丹波三宝（たんばさんぽう）と名付けられています。

また、本市は、本州で最も低い谷中の中央分水界がある氷上回廊で育まれてきた地域特有の自然の多様性や豊かな文化や歴史が現在にも受け継がれており、古来から伝わる伝統的な屋根葺き手法の檜皮葺（ひわだぶき）はユネスコ無形文化遺産に、また、手紡ぎの絹と木綿を交織した平織・手織りの木綿縞（もめんじま）の丹波布は国指定選択無形文化財に登録されています。

平成 18 年 8 月には、市内の二人の地学愛好家によって新種の恐竜化石が発見され、タンバティタニス・アミキティアエ（通称：丹波竜）と命名されたほか、小型獣脚類恐竜の卵・卵殻化石（ヒメウーリサス・ムラカミイ）が、世界最小の恐竜類の卵化石として令和 2 年 5 月にギネス世界記録に認定されています。

3. 地域おこし協力隊募集の背景

丹波市に住む外国人市民は年々増加しており、平成 26 年（2014 年）3 月末時点で 641 人であった外国籍の市民が、令和 6 年（2024 年）3 月末時点では 1,276 人と、10 年間で約 2 倍に増えている状況にあります。外国人市民の増加、定住化に伴い、地域、学校、職場など様々な場所で課題が顕在化しており、外国人市民を一時的な滞在者としてではなく、「生活者」として認識する視点が必要となっています。

このような状況を踏まえ、様々な文化や多様性を認め合いながら、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、誰もが安心して暮らすことができるよう、また、外国人市民が地域社会に参画し、活躍できる多文化共生社会を実現するため、令和7年1月に「丹波市多文化共生推進基本方針」を策定しました。

丹波市は、外国人市民が安心して日常生活を営み、地域の一員として支え合う、誰もが暮らしやすいまちを目指して活動する地域おこし協力隊員を募集します。

4. 活動内容及び支援体制

(1) 活動内容

丹波市、丹波市国際交流協会と共に、「丹波市多文化共生推進基本方針」に基づき、目指すべき姿の実現に向け、以下の項目を中心に、外国人の受入環境整備の推進や地域において多文化共生意識が醸成されるよう活動します。

- ・ 新たな日本語教室の開設や日本語学習支援者の確保に向けた取組
- ・ 外国人市民や地域、市内事業所などの参加を想定したネットワークの構築
- ・ 外国人市民と日本人市民の交流促進
- ・ 外国人市民や地域等からの相談対応
- ・ 市民の多文化共生意識を向上させる取組
- ・ その他多文化共生の推進に資する取組

(2) 支援体制

- ①市は、地域おこし協力隊員の活動に関する支援等の業務を、市内で多文化共生社会の実現を目指し取組を行っている団体（以下「活動支援事業者」といいます。）へ委託します。地域おこし協力隊員は、活動支援事業者から、活動に必要な情報収集・研究に関する相談や支援をはじめ、日常的な生活に関する助言、活動終了後に向けた定住支援を受けることができます。
- ②活動支援事業者は、市からの業務委託費の支払いを受け、それを元に地域おこし協力隊員に対し、後述の報償金等を支払います。また、任期終了後の地域おこし協力隊は、本市への定住及び地域の活性化を図るため、丹波市地域おこし協力隊起業・事業承継支援（最大100万円）を受けることができます。

5. 応募資格

次の(1)から(12)をすべて満たす方

- (1)「3. 地域おこし協力隊募集の背景」及び「4. 活動内容及び支援体制の(1)活動内容」に沿った活動が可能な方。
- (2)これまでに多文化交流や外国人に対する日本語学習支援などの活動（ボランティア活動含む）をしたことがある方。また、地域おこし協力隊に着任後、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）が主催する「多文化共生マネージャー養成研修」や公益財団法人兵庫県国際交流協会が主催する「地域日本語教育コーディネーター育成研修」などの研修等に積極的に参加し、多文化共生の推進に関する知識を深め、自身のスキルアップに取り組める方。

※大学で日本語専攻または副専攻（26単位）修了者、日本語教育能力検定合格者、日

本語教師養成講座 420 時間修了者、登録日本語教員の資格取得者のいずれかに該当している方が望ましい（必須ではありません）

- (3) 「都市地域」又は「政令指定都市のうち、条件不利地域の指定対象区域外の区域」に生活の拠点を置く方、又は他の市町村の地域おこし協力隊員経験者で、隊員に任用された後に丹波市に住民票を異動できる方。ただし、既に丹波市に住民票の異動を行った方は対象外とします。

※ 上記の住所要件については、地域により条件非該当となる場合がありますので、「12. 質問」により事前に必ずお問い合わせください。

注 1. 都市地域とは

3 大都市圏内外のうち、条件不利地域に該当しない市町村をいう。

注 2. 3 大都市圏とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。

注 3. 政令指定都市とは

さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、札幌市、熊本市、京都市、相模原市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市をいう。

注 4. 条件不利地域とは

次の①～⑦のいずれかの法律による対象地域・指定地域を有する市町村をいう。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、②山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、③離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、④半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和 26 年法律第 189 号）、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）、⑦沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）

注 5. 生活の拠点とは

現在、住民票を置いている住所をいう。

注 6. 他の市町村の地域おこし協力隊員経験者とは

一定期間（2 年以上）の隊員経験者、かつ、解嘱から 1 年以内の者をいう。

注 7. 特別交付税の該当になることを条件とする。

- (4) 第 2 次選考試験の結果が通知されてから概ね 3 ヶ月以内に着任できる方

- (5) 委嘱日（着任日）に、年齢満 20 歳以上の方

- (6) 心身共に健康で誠実に活動することができ、地域住民と協力しながら積極的に行動することができる方

- (7) 活動に必要な情報を収集し、多文化共生の視点に立って自由な発想で企画立案や、関係者との調整、実践活動ができ、人と接することが好きな方

- (8) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転のできる方

※任意保険（対人は無制限、対物は最低 1,000 万円）加入を必須とします。

- (9) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができる方

(10) 自身がマスメディアに出演するなど、活動内容にとどまらず隊員本人のPRも含め、積極的な周知啓発活動のできる方

※協力隊の活動状況に関するブログ、SNS等の運営を必須とします。

(11) 次の条件に該当しない方

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等又はそれらの構成員に該当しない方

(12) 任期終了後も本市に定住しようとする意欲がある方

(13) その他、家族での居住も可能です。

6. 活動場所

兵庫県丹波市内（原則）

7. 活動日程及び活動時間

(1) 活動日 週4～5日間程度（月20日以内）

（土曜日、日曜日、祝日、夜間の活動をお願いする場合があります。）

(2) 活動時間 1日につき7時間45分程度を目安とする。

8. 雇用形態及び期間

(1) 丹波市地域おこし協力隊員として市長が委嘱します（丹波市及び活動支援事業者との雇用関係はありません）。

(2) 期間は、委嘱の初年度は、委嘱の日（委嘱日：第2次選考試験の結果が通知されてから概ね3ヶ月以内）から令和8年3月31日とします。令和8年4月1日以降は、年度単位での委嘱とし、最長期間は最初の委嘱日から3年とします。

(3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても、委嘱を解くことがあります。

9. 報償金

活動の対価として報償金14,580円/日を活動支援事業者から支払います。なお、1日の活動時間が7時間45分に満たないときは、1時間あたり1,881円とします。

※ ただし、その活動に他から何らかの金銭が支給されている場合、あるいはその活動をボランティアという位置づけで行った場合は、報償金は支給しないものとします。

10. 活動に対する待遇等

(1) 住居・事務所の借上げ交渉等、詳細については隊員と活動支援事業者で協力して行います。

(2) 当該年度の予算の範囲内において、活動支援事業者から次の表に準じて支給します。なお、隊員の活動状況に応じて待遇等の内容を変更する場合があります。

項 目	金額（上限）	内容
住居費	40,000 円/月	協力隊員が居住する住宅の家賃 ※共益費・光熱水費など家賃以外の経費は除く。
車輛のリース料	30,000 円/月	協力隊員が活動で使用する車輛のリース料 ※自家用車所有の場合は対象外
移動費	20,000 円/月	協力隊員が活動で使用する車輛の燃料代相当分
旅費等	5,000 円/月	協力隊員の活動に係る市外出張の公共交通機関運賃、通行料、駐車料
パソコン等のリース料	10,000 円/月	協力隊員が活動で、所持が必要と認めたパソコン及び周辺機器等のリース料 ※自己所有の場合は対象外
通信費等	7,500 円/月	個人所有の携帯電話・スマートフォン等（Wi-Fi ルーターやタブレットなど、モバイル通信機器を含む）を活動用と兼用する場合の費用
傷害保険	5,000 円/月	協力隊員の加入が必要な傷害保険の保険料 (死亡：1,000 万円・入院 5,000 円/日・通院 3,000 円/日)
その他活動に要する経費	5,000 円/月	活動に必要な経費 ※研修負担金、消耗品等

11. 応募手続

(1) 応募期間

令和 7 年 6 月 25 日（水）から、令和 7 年 7 月 25 日（金）まで。

郵送（必着）にてご応募ください。応募書類を受付後、確認メールを送信します。

なお、提出された書類は返却しません。

(2) 応募書類

- ・ 応募用紙兼履歴書（丹波市のホームページよりダウンロードしてください）
※ 写真を添付し、必ず携帯電話以外のメールアドレスを記載してください。
- ・ 住民票（省略のないもの、本籍地・住所履歴の記載があるもの、応募日から 1 ヶ月以内のもの）
- ・ 隊員活動目標レポート
以下のテーマで 800 字程度のレポートを提出してください。

◆テーマ

あなたが描く「多文化共生社会の実現に向けた活動」について

(3) 申し込み・お問い合わせ先

〒669-3692

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1

丹波市役所 まちづくり部 人権啓発センター 人権推進係（担当：神澤^{かみさわ}）

T E L 0795-82-0242（直通）

F A X 0795-82-4370

E-Mail jinken@city.tamba.lg.jp

12. 質問

- (1) 募集に関する質問は、「丹波市地域おこし協力隊員募集に係る質問事項」（丹波市のホームページよりダウンロードしてください）に記入し、前記のメールアドレスへお願いします。
- (2) 質問の回答については、質問のあった日の翌日から起算して 3 日以内（土・日曜日、祝日を除く）に回答します。
- (3) 地域おこし協力隊に関する聞き取り、現地視察が必要な方は、事前にご相談ください。ただし、現地視察に伴う旅費等は申込者の負担となります。

13. 選考

(1) 第 1 次選考（書類選考）

書類受付後、概ね 10 日程度（土・日曜日、祝日を除く）で結果をお知らせします。

(2) 第 2 次選考（面接）

第 1 次選考合格者を対象に、オンラインまたは対面による第 2 次選考（面接）を実施します。詳細な日時は、別途お知らせします。

※ 上記、第 2 次選考試験（面接）に出席される方は、個人負担で出席ください。

(3) 最終結果の報告

第 2 次選考の面接結果により、合否の判定を、面接日の翌日から起算して 10 日以内（土・日曜日、祝日を除く）に電子メール及び文書により通知します。